

令和5年度分の「町・県民税」と令和4年分の「所得税」の申告受け付けが始まります！

町・県民税、所得税および復興特別所得税の申告は、正しくお早めに！



●申告に来られる皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、役場への来庁にあたり、**マスクの着用、入口での検温およびアルコール消毒**をお願いします。また、風邪の症状がある場合や体調に異変を感じている方は、来庁を控えていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合は、お断りする場合があります。

役場で申告をされる方

▶期間

2月16日(木)～3月15日(水)
(土・日および祝日を除く)

▶時間

午前9時～11時、午後1時～3時

▶場所

役場1階多目的ホール

※記載済の申告書を提出される方は、多目的ホール受付で提出し、申告書の控えをお持ち帰りください。

▶休日申告

次の日時に限り、相談・受け付けを行います。

2月19日(日)・2月26日(日)
午前9時～11時

役場で受付できない申告相談

- 青色申告・譲渡所得の申告
- 損失申告・申告分離課税の申告
- 贈与税の申告
- 令和4年分以外の申告
- 住宅借入金等特別控除の初年度の申告

●申告に必要なもの

- ①申告書または、お知らせはがき(税務署、町から送付を受けた方)
- ②給与所得や公的年金等の源泉徴収票
- ③申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
- ④国民健康保険税、介護保険料の支払額がわかる書類、国民年金保険料の支払証明書
- ⑤障害者手帳・療育手帳など障害の程度が分かるもの
- ⑥生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ⑦医療費控除の明細書、医療費通知、または医療費の領収書(原本)、および保険金や高額医療費などで補てんされる金額が分かる書類
※受付時間短縮のため、医療費控除の明細書は事前に作成してください。
- ⑧住宅借入金等特別控除申告書と借入金年末残高証明書
- ⑨収支内訳書(事業所得(営業等、農業)や不動産所得がある方)
- ⑩本人確認書類 マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カード
※代理申請の場合は、代理人の身元確認(個人番号カードや運転免許証)、申告者の番号確認(個人番号カードまたは通知カードなど)が必要となります。
※利根町以外に居住している方を、扶養親族として申告する場合は、その方の『住所・氏名・生年月日・個人番号』をご記入いただきます。

所得税および復興特別所得税の申告が必要な方

- 事業所得(営業等、農業)や不動産所得などがある方
- 給与所得がある方で、下記のいずれかに該当する方
 - ・給与以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
 - ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方
- 所得税および復興特別所得税の還付を受けようとする方
- 損益通算および繰越控除などの特例の適用を受けようとする方

上場株式の配当所得や譲渡所得の確定申告をされる方、また証券会社の特定口座で「源泉徴収あり」を選択し、確定申告をされる方

町県民税の配当割額控除等を受けるためには、確定申告書第二表の住民税に関する事項に記載漏れのないようお願いいたします。
※あらかじめ源泉徴収されている金額は、その支払者が発行する書類に記載されていますので、確定申告の際は書類をよくご確認ください。

町・県民税 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)のお知らせ

所得税から控除しきれない住宅ローン控除可能額がある方は、一定の額を町・県民税から控除します。町への申告は不要ですが、確定申告が年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除の手続きをしてください。
※居住開始が平成19・20年中の方は所得税において特例措置があったため、対象になりません。

昨年の受付状況(令和3年分申告)

受付日	受付人数	受付日	受付人数
2月9日(水)	155	3月1日(火)	72
2月10日(木)	91	3月2日(水)	102
2月14日(月)	80	3月3日(木)	89
2月15日(火)	89	3月4日(金)	92
2月16日(水)	113	3月7日(月)	104
2月17日(木)	93	3月8日(火)	81
2月18日(金)	89	3月9日(水)	0
2月20日(日)	44	3月10日(木)	60
2月21日(月)	105	3月11日(金)	89
2月22日(火)	91	3月14日(月)	108
2月24日(木)	124	3月15日(火)	56
2月25日(金)	93		
2月27日(日)	11		
2月28日(月)	72		

※申告初日は左表のとおり、大変混雑しております。令和4年分申告においても混雑が予想されますので、左表を混雑状況の参考に申告会場へお越しください。(3月9日は職員の新型コロナウイルスへの感染が判明したため、消毒作業を実施しました。3月10日・11日は、受付人数を制限して申告を実施しました。)



町・県民税の申告が必要な方

令和5年1月1日現在、利根町に住居登録があり、次のいずれかに該当する方。

- 給与以外の所得があり、所得税の確定申告書を提出しない方
- 勤務先から町へ給与支払報告書の提出がない方
- 昨年中収入がなかった方、または障害者年金・遺族年金などの非課税所得のみの方で、同一世帯のどなたの扶養にもなっていない方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
※所得税の還付を受けようとする場合は、確定申告が必要です。
- 源泉徴収票に記載されている控除以外で、各種控除の適用を受けようとする方
※日本年金機構等に提出する「扶養親族等申告書」に扶養の記載がない場合、申告が必要です。
- 上場株式等の特定配当所得など、所得税と異なる課税方式を選択したい方

問い合わせ先

- ・税務課 町民税係 ☎68-2211 (内線203・204・205)
- ・竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303 (自動音声案内) 〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5